

県北広域振興局長告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、九戸村土地改良区（九戸郡九戸村）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年3月16日

県北広域振興局長 松岡 博

理事

久保田 清 一 九戸郡九戸村大字山根第2地割4番地